

## 伊勢市森林整備事業実施方針

## (趣旨)

第1条 この方針は、森林環境譲与税を活用した「伊勢市森林整備事業」(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (事業の対象)

第2条 事業の対象は、森林所有者等による適切な経営管理が実施されていない等の理由から早急な整備が必要とされる森林であって、次の(1)から(4)の全てに該当する森林とする。

- (1) 民有林の人工林(市有林を除く)
- (2) 森林経営計画が策定されていない森林
- (3) 森林経営管理法に基づく経営管理権が設定されていない森林
- (4) おおむね10年以上施業が行われていない森林
- (5) 治山事業による整備計画がない保安林

## (事業の内容)

第3条 森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、市が主体となった間伐等の森林整備を実施するものとする。なお、間伐のほか、間伐の実施にあたって必要となる森林の現況調査や整備内容の検討についても、必要に応じて実施できるものとする。

## (管理界の明確化)

第4条 森林施業を実施するにあたって必要となる森林管理界の明確化については、必要に応じて実施するものとする。

(協定の締結)

第5条 事業を実施する森林においては、市と森林所有者の間で、当該森林の施業方法や施業後の管理方法、期間等について定めた協定書【様式第1号(第5条関係)】を締結する。

(台帳の保管)

第6条 市長は、間伐等の施業が完了したときには、森林整備台帳【様式第2号(第6条関係)】を作成し、協定書の写し、当該事業地の図面を添付して原則10年間保管する。

(補則)

第7条 この方針に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この方針は、令和8年6月26日から施行する。